

2020年8月17日

宮城県環境生活部
環境政策課 環境計画推進班 御中

仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5階
022-276-5162
宮城県生活協同組合連合会
会長理事 冬木勝仁

宮城県環境基本計画（第4期）中間案に対する意見

県は、1995年に策定した環境基本条例の規定により、1997年3月に第1期の「宮城県環境基本計画」を策定し、これまでに、2020年度を目標年次とした第3期計画（2016年3月）に基づき、各環境分野の個別計画や関連計画に基づく施策を進めてきました。

しかし、近年の資源・エネルギーを大量に消費するライフスタイルや社会経済活動の変化により、生活の利便性は向上したものの、私たちの生活が自然環境に与える負荷は増大しています。地球温暖化問題などが深刻化するなか、温室効果ガス排出量の更なる削減や再生可能エネルギーの利用促進の取組が早急に求められる状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症対策を経て新たに取り入れられた「新しい生活様式」の実践に向けた取り組み、SDGs や「地域循環共生圏」の考え方を取り入れること、気候変動の影響に適応していくことなどが求められます。

県民が健康で快適な生活を営むことができるように、消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、策定にあたって下記の事項を要望いたします。

記

1. 「4章 将来像を実現するための政策・施策」において、県・市町村・事業者・県民の役割が明確に理解できるようにしてください。

環境基本条例では、「地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない」とし、県・市町村・事業者・県民に対し、環境への負荷の低減や環境の保全のために責務を有しています。

しかし、宮城県環境基本計画（第4期）中間案の政策・施策の内容から、そのことが明確に理解できるようになっていません。

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする目標を掲げ、県民・事業者・民間団体及び行政など地域社会を構成する全ての主体一人一人が着実に行動する地域社会の形成を目指すことがより理解できることが必要だと考えます。

2. 「4章 将来像を実現するための政策・施策」において、計画の進行管理について点検評価を行う際の、管理指標の設定を数値目標として明記してください。

環境行政は、ある分野の環境政策が他の分野の施策と重複する場合が多くあることから、分野横断的な施策が掲げられたとはいえ、達成するための施策やその施策を実行する組織は分野別であり、また、環境基本計画の点検を行う際も分野別に組織されていることから、宮城県の目指す環境の将来像の実現にどの程度近づいているかが客観的に検証・評価可能な数値目標が必要と考えます。

3. 水素エネルギーの利活用について、県民の水素に関する認知度や理解度を進めるための、長期的な視野にたった計画が必要と考えます。

県は、創造的な復興に向けた重点施策として、水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組を進め、燃料電池自動車（FCV）や家庭用燃料電池（エネファーム）の普及のほか、水素ステーションの整備の推進に取り組んでいます。現状では、水素エネルギーの利用率は低く、水素エネルギーの利活用には課題があります。

また、イベントやシンポジウムを通して水素エネルギーに触れる機会の創出や認知度向上に努めてきましたが、県民の水素に関する認知度や理解度をさらに高めていく必要があります。

4. 循環型社会の形成に向けた環境教育の視点として、「消費者市民社会をつくる『エシカル消費』」の概念を取り入れたものにしてください。

消費者は日々の買い物を通じ、世界に影響を与えることができます。世界で起きている、さまざまな深刻な問題を「消費者として解決する」うえで、自分が与え得る影響について、しっかり考える必要があります。

先進国に暮らす人々の欲望を満たすための、大量生産、大量消費に、途上国の社会的に立場の弱い生産者が搾取されたり、地球の再生能力よりもはるかに早く資源を使い、環境が破壊されたりしているのが現実です。

国連が掲げる「持続可能な開発目標」（SDGs）の12番目に、「つくる責任、つかう責任」があります。エシカル消費を実行に移すことは、つかう責任について取り組むことになると考えます。また、SDGsの目標1（貧困をなくそう）や目標10（人や国の不平等をなくそう）、目標13（気候変動に具体的な対策を）、目標14（海の豊かさを守ろう）、目標15（陸の豊かさも守ろう）といった目標をも同時にカバーできるのが、エシカル消費だと考えます。

以上